

# 定 款

(2023年6月19日改正)

**RIVER**

リバーエレクトック株式会社

## 第1章 総 則

### (商 号)

第1条 当社は、リバーエレテック株式会社と称し、英文ではR I V E R E L E T E C  
C O R P O R A T I O Nと表示する。

### (目 的)

第2条 当社は、つぎの事業を営むことを目的とする。

1. 水晶関連部品およびその他電子部品の設計・製造・販売
2. 前号に関する製造設備の設計・製造・販売ならびに賃貸
3. 前各号に付帯関連する一切の事業

### (本店の所在地)

第3条 当社は、本店を山梨県韮崎市に置く。

### (機 関)

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会
4. 会計監査人

### (公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他の止むを得ない事由により電子公告をすることができないときは、日本経済新聞に掲載する。

## 第2章 株 式

### (発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は2,160万株とする。

### (単元株式数)

第7条 当社の単元株式数は、100株とする。

### (単元未満株式についての権利)

第8条 当社の株主は、その有する単元未満株式について次の権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式および募集新株予約権の割当てを受ける権利

### (株式取扱規定)

第9条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規定による。

(株主名簿管理人)

第10条 当社は株主名簿管理人を置く。

### 第3章 株主総会

(招 集)

第11条 当社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に随時これを招集する。

2 株主総会は、本店所在地または東京都区内において招集する。

(基準日)

第12条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者および議長)

第13条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。

2 取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに当たる。

(電子提供措置等)

第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。

2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

(決議方法)

第15条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第16条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。この場合、株主または代理人は、代理権を証明する書面を株主総会ごとに当社に提出しなければならない。

### 第4章 取締役および取締役会

(員 数)

第17条 当社の取締役は、7名以内とする。

(選 任)

第18条 当社の取締役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議により選任する。

2 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

(任期)

第19条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 増員または任期の満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役または前任者の任期の満了する時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第20条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

2 取締役会は、その決議によって取締役会長および取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集通知)

第21条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 取締役および監査役全員の同意があるときは、招集手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の省略)

第22条 当社は、取締役の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。

(報酬等)

第23条 取締役の報酬、賞与其他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第24条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、監査役の同意および取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。ただし、株主から同法第426条第5項の要件を満たした異議が出たときは無効とする。

2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

## 第5章 監査役および監査役会

(員数)

第25条 当会社の監査役は4名以内とする。

(選任)

第26条 当社の監査役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議により選任する。

(任期)

第27条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役および常任監査役)

第28条 常勤の監査役は、監査役会の決議により選定する。また、常勤の監査役のなかから常任監査役を定めることができる。

(監査役会の招集通知)

第29条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 監査役全員の同意があるときは、招集手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(報酬等)

第30条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第31条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。ただし、株主から同法第426条第5項の要件を満たした異議が出たときは無効とする。

2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

## 第6章 計 算

(事業年度)

第32条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第33条 当社の剰余金の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

(中間配当)

第34条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる。

(自己株式の取得)

第35条 当社は、会社法第165条第2項の規定により取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(配当金等の除斥期間)

第36条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。

2 前項の金銭には利息を付けない。